新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防犯のために必要な箇所に防犯カメラを設置する行政区、地域防犯団体及びPTA、新城防犯協会連合会会員事業所及び暴力追放新城市民会議会員事業所(以下「行政区等」という。)に対し、市が予算の範囲内において交付する補助金(以下「補助金」という。)に関し、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 防犯カメラとは、街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、主に道路を中心に映すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する媒体を備えたものとする。
 - (2) 地域防犯団体とは、一定の地域を基盤に活動を行う団体で、次に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。
 - ア 活動の目的が地域の安全や安心に寄与するものであり、営利を目的としたものでないこと。
 - イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
 - ウ 規約や代表者を定めていること。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、行政区等が行う防犯カメラの設置に対し、その設置に要する費用の一部を補助することにより、地域の安全・安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

(補助事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、新たに防犯カメラを設置するもので、新城市防犯カメラの設置、管理及び運用に関するガイドライン(平成25年11月27日策定)に即し、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
 - (2) 映像を記録する媒体については、記録時間が1日24時間かつ7日間以上であること。
 - (3) 防犯カメラの設置について、権原を備えていること。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防犯カメラの設置に必要な費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 維持又は管理に要する費用
 - (2) 土地賃借料及び電力柱等への添架に係る使用料
 - (3) 防犯カメラの操作指導料

- (4) 既存の設備の撤去に要する費用
- (5) その他市長が補助対象経費として不適当と認めるもの (補助金の額)
- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の5分の4以内とし、その額に1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、500,00 0円を限度とする。

(補助金の上乗せ)

- 第7条 新城市地域自治区予算事業計画策定要綱第4条第1項に定める事業(以下「自治区事業」という。)にあっては、前条の規定により算出した額の補助金(以下「基本補助金」という。)に次項の規定により算出した額の補助金(以下「上乗せ補助金」という。)を加算して交付することができる。
- 2 上乗せ補助金の額は、補助対象経費の総額から基本補助金の額を差し引いた額の2 分の1以内とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする行政区等の長(以下「補助事業者」という。) は、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添 えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 防犯カメラの設置が行政区等の総意であることを証する書類(総会議事録等)
 - (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書
 - (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
 - (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
 - (5) 防犯カメラの運用要領
 - (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
 - (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
 - (8) 防犯カメラのカタログ等その仕様が分かる書類
 - (9) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一の補助事業者における交付申請は、1年度につき1回とする。 (交付決定の通知)
- 第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と 認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書(様式第2)により、補助事業者に通知するものとする。
 - (変更の申請)
- 第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、第7条の規定により申請した事項を変更しようとするときは、新城市防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の申請を承認し、補助金の交付の変更を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、新城市防犯カメラ設置事業補助金変 更交付決定通知書(様式第4)により、補助事業者に通知するものとする。 (実績報告書)
- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに新城市防犯カメラ設置事業補助金事業実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 防犯カメラの購入等に係る領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
 - (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、新城市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(様式第6)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第13条 補助事業者は、前条の確定通知書を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第7)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。 (書類の整備)
- 第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第15条 補助事業者は、当該事業により取得した財産(以下「取得財産」という。) について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。
- 2 補助金交付を受けて設置した防犯カメラは、設置後5年間は撤去又は移設をしては ならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書きにより移設する場合は、新城市防犯カメラ移設承認申請書(様式第8)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財

産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(雑則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、平成27年9月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、平成28年12月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1(第8条関係)

年 月 日

新城市長

補助事業者

行政区名等

住所

代表者氏名

(EI)

新城市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり防犯カメラを設置したいので、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1	補助対	象経費	金	円		
2	補助金	:交付申請額	金	円		
	内訳	基本補助金額	金	円		
		上乗せ補助金額	金	円		
3	補助事	業施行期間	着工予定	年	月	日
			完了予定	年	月	日
4	防犯カ	メラ設置箇所	新城市			
5	防犯カ	メラの設置台数	台			

添付書類

- (1) 防犯カメラの設置が行政区等の総意であることを証する書面
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの運用要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等その仕様が分かる書類
- (9) 収支予算書等経費の配分が分かる書類
- 10 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

指令 第 号

補助事業者 行政区名等 住所 代表者氏名

新城市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度新城市防犯カメラ設置事業補助金については、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定する。

年 月 日

新城市長 即

記

- 1 補助事業の内容は、 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりと する。
- 2 補助事業に要する経費、補助金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費
 金
 円

 (2) 補助金の額
 金
 円

 内訳 基本補助金の額
 金
 円

 上乗せ補助金の額
 金
 円
- 3 補助に付する条件は、別に定める。

新城市長

補助事業者

行政区名等

住所

代表者氏名

(EJ)

新城市防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった 年度 新城市防犯カメラ設置事業補助金について下記のとおり変更したいので、新城市防犯カ メラ設置事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

	μC
1	変更の理由

2 変更の内容

当 初 計 画	変更計画

補助事業者 行政区名等 住所 代表者氏名

新城市防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で通知した交付決定を下記のとおり変 更する。

年 月 日

新城市長 即

記

	補助事業に要する経費	金	円
変更決定の事項	補助金の額 内訳 基本補助金の額 上乗せ補助金の額	金 金 金	円 円 円
変更決定の理由			

新城市長

補助事業者

行政区名等

住所

代表者氏名

新城市防犯カメラ設置事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度補助事業が完了したので、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規 定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助対	対象経費	金		円	
2	補助金	仓交付申請額	金		円	
	内訳	基本補助金額	金		円	
		上乗せ補助金額	金		円	
3	補助事	事業施行期間	着工	年	月	日
			完了	年	月	日
4	防犯ス	カメラ設置箇所	新城市			
5	防犯ス	カメラの設置台数	台			

添付書類

- (1) 防犯カメラの購入等に係る領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

指令 第 号

補助事業者 行政区名等 住所 代表者氏名

新城市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度新城市防犯カメラ設置 事業補助金については、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定する。

記

年 月 日

1 補助金交付決定額 金 円 内訳 基本補助金額 金 円 上乗せ補助金額 円 金 2 補助金確定額 金 円 内訳 基本補助金額 金 円 上乗せ補助金額 金 円

新城市長

補助事業者

行政区名等

住所

代表者氏名

新城市防犯カメラ設置事業補助金請求書

				請求金額の内訳 ・基本補助金	
請求金額	補助金総額	金	円	金	円
				・上乗せ補助金	
				金	円

ただし、

年度新城市防犯カメラ設置事業補助金として

上記金額を請求します。

下記口座へ振込してください。

金融機関	店名	(フリガナ) 口座名義人	預金種目	口座番号
銀行			普通	
信用金庫	店		当座	
農協			その他	

新城市長

補助事業者

行政区名等

住所

代表者氏名

(EI)

新城市防犯カメラ移設承認申請書

年度新城市防犯カメラ設置事業補助金により設置した防犯カメラについて下記のとおり移設したいので、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 移設カメラの設置箇所 新城市
- 2 移設の理由

添付書類

- (1) 防犯カメラの移設が行政区等の総意であることを証する書面
- (2) 移設後に住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書
- (3) 移設後の防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 移設後の防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類